

【資料2】函館市居住支援協議会の取組

1 居住支援協議会の概要

低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者（以下、「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体、居住支援団体、行政機関等が連携し、住宅確保要配慮者および民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するため設置

2 協力不動産店登録制度

- ・ 住宅確保要配慮者の入居に協力的な不動産事業者に登録を依頼
- ・ 市のホームページに登録事業者の情報を掲載し、市の相談支援機関に住まい探しの相談があった場合に紹介
- ・ 令和7年12月末時点 4者登録

3 単身高齢者世帯等に対し賃貸人が抱く不安の軽減につながるツールの紹介と利用

貸主や不動産管理業者にツールの導入・活用の検討を呼びかけ

(1) 単身世帯の借り主向け、見守りサービスの導入

単身高齢者世帯等の孤独死リスクに備えたサービスの導入・検討にあたり参考にしてもらうため、比較的安価で、入居者の精神的負担が少ないと思われる見守りサービスの一覧を作成し、市のホームページで紹介

(2) 入居者情報共有シートの活用

入居者のかかりつけ医や利用している福祉制度等の情報を貸主や不動産管理業者など関係者間で共有できるようにすることで、入居者に何かあった際、適切な支援につながりやすくするため、「入居者情報共有シート」を作成し、利用を呼びかけ。

4 函館市内各種相談機関一覧

「入居者に何かあった際、どこに相談すべきか困る」という意見があったところ、居住支援協議会に参加する函館市社会福祉協議会から、社会福祉協議会で「市内各種相談機関一覧」を作成しているという情報をいただき、住まい関連の情報を追加した一覧を市のホームページや協力不動産店と共有

5 令和8年2月6日 居住支援協議会の開催

(1) 居住サポート住宅制度に係る意見交換（令和7年10月施行）

- ・ 居住支援法人等と大家が連携し、居住サポート（日常の安否確認、訪問等による見守り、福祉サービスへのつなぎ）を行う賃貸住宅を市が認定する制度
- ・ 制度の周知および制度に対する不動産店関係団体や居住支援団体の意見を聞くため、併せてヒアリングシートの提供を依頼（令和7年度末取りまとめ予定）

(2) 「障がい者の住宅探し」を題目に意見交換

- ・ 5～6人に分かれ、結論を出さないグループ討議を実施
- ・ 後日、庁内参加者で集まり、討議内容を共有